

令和４年度
石岡市住宅，店舗等
リフォーム支援事業費補助金

Ver. 040606

募 集 要 領

申請受付：令和４年７月１日（金）～

【事前相談：令和４年６月１３日（月）～】

石岡市商工観光課

目 次

募 集 要 領

ページ

《概要》	1
《石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付制度》	3
《補助金交付要件》	3
①「補助対象者」の要件	3
②「補助対象住宅、店舗」の要件	4
③「リフォーム施工業者」の要件	4
④「補助対象工事」の要件	5
⑤「補助金の額」	6
⑥「補助回数」についての要件	6
⑦「申請方法」（事前相談、申請受付開始日等）	6～8
⑧「補助金交付の決定」	8
⑨「リフォーム工事の実施」	8
⑩「工事期間の完了期限」の要件	8
⑪「変更交付申請」	8
⑫「中止（廃止）届」	8～9
⑬「実績報告」	9
⑭「補助金交付の確定」	9
⑮「補助金の請求」	9
⑯「補助金交付（補助金の支払い）」	9
《その他留意事項》	9
《参考：図解説》	10～11
《参考：補助金額のイメージ》	12
《手続きの流れとスケジュール》	13
【様式関係】	
事前相談予約前の確認シート	14
申請前の事前相談用紙	15
住宅、店舗のリフォーム計画シート	16～17
申請時チェックリスト	18
実績報告時チェックリスト	19
＜様式第1号＞ 補助金交付申請書	20
＜様式第2号＞ 事業調書（店舗のみ）	21
＜様式第4号＞ 補助金等変更交付申請書	22
＜様式第7号＞ 補助金事業中止（廃止）届	23
＜様式第9号＞ 補助事業実績報告書	24
＜様式第11号＞ 補助金交付請求書	25
口座振り込み確認書	26
補助金制度利用者アンケート	27～28
委任状（申請者以外に代理人を定める場合）	29
同意書（住宅又は店舗等を賃借している建築物である場合）	30
同意書（住宅又は店舗等が共有の建築物である場合）	31

《概 要》

令和4年度「石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金」補助内容の概要一覧
※概要のため、一部記載がないものがあります。詳しくは、P3以降をご覧ください。

区 分	住宅、店舗等リフォーム	
	①住宅リフォーム	②店舗リフォーム
補 助 対 象 の 建 築 物	1. 市内の自己所有又は賃貸借契約を行う建築物で、自己の居住の用に供する住宅 2. 併用住宅の居住部分 3. 移住等により購入する住宅	1. 市内の自己所有又は賃貸借契約を行う建築物で、小規模事業者が現に実店舗等で事業を行っている店舗 2. 併用住宅の店舗部分 3. 空き店舗
補助対象者	1. 市内に住民票を有し、自己所有又は賃貸借契約を行っている市内の住宅に居住している方 2. 移住のために市外から市内に転入を予定している方 ※ただし、工事完了後に市内の住宅に居住し、住民票を有すること。	1. 既に市内外で事業を営んでいる小規模事業者(法人、個人)の方 2. 工事後も同一規模以上の事業を市内で継続する意思がある方 3. 営業許可等が必要な業種の場合許可等を有している方 4. 新たに創業し、事業を開始する小規模事業者でない方
	【共通事項】 1. 賃借している住宅、店舗をリフォームする場合は、建築物の所有者からリフォーム工事に関する同意を得ていること。 2. 住宅、店舗を賃貸借(売買)する方は、申請又は実績報告書の提出までに契約の締結を済ませていること。 3. リフォーム工事が住宅、店舗の売却や賃貸を目的としていないこと。 4. 市税を滞納していないこと。(石岡市以外の市区町村民税を含む。) 5. 補助対象となるリフォーム工事の部分について、他の同種の補助金の交付を国・県・市等から受けていないこと。 6. 市内のリフォーム施工業者の施工により工事を行うこと。 ただし、補助対象工事費の合計が30万円以上(消費税を除く)であること。 7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び同条第13項に規定する事業を行う者でないこと。等	
施 行 業 者 の 要 件	1. 市内に本店を有する法人 ※市内に営業所や支店のみ有する法人は対象となりません。 2. 市内に住民票を有し、市内に事業所がある個人事業主 ※主となる事業所が市外にある場合は対象となりません。	

補助対象工事	工 事 費	30 万円（消費税抜き）以上 （※補助対象とする工事費の合計額）	
	主 な 工 事 の 内 容	補助対象住宅等の建物の床面積を増加させずに、住宅又は店舗の一部を修繕、模様替え等を行う工事（建築確認を要しない工事であること。）	
		住宅の屋根、外壁、内装、給排水配管の設置、バリアフリー化等の工事	店舗の内装、衛生設備機器や換厨房設備機器の設置及び交換等の工事
補助金額	補助限度額	10 万円	30 万円（50 万円（ <u>以下※1 を参照</u> ））
	補 助 率	10%（※補助対象工事費に補助率を乗じた金額で、1,000 円未満切り捨て）	
補 助 回 数		年度内 1 回（※翌年度から 5 年を経過するまで新たに補助金申請はできません。）	
事 前 相 談 (必 須)		開始日：令和 4 年 6 月 13 日（月） ～ 午前 9 時 ～ 午後 5 時 市役所 2 階 商工観光課 窓口（ <u>以下※2、※3、※4 を必ず参照</u> ） （※ 土、日、祝日、その他閉庁日を除く）	
申 請 受 付		① 開始日： <u>令和 4 年 7 月 1 日（金）のみ</u> 午前 9 時 ～ 午後 5 時 本庁 2 階 202 会議室 ② 開始日：令和 4 年 7 月 4 日（月）以降 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 市役所 2 階商工観光課窓口（予算額に達するまで） （※ 土、日、祝日、その他閉庁日を除く） ※書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付しません。 ※受付後の書類審査において、確認事項や追加書類のご提出をお願いすることがあります。	
申 請 方 法		次頁からの各要件をご確認の上、事前相談後に申請してください。	

※ 1 中活区域以外で事業を行う小規模事業者が、中活区域内の店舗等を購入又は賃貸借契約をしてリフォーム工事し、新たに事業を開始する場合は 50 万円を限度とします。

※ 2 事前相談前に【P14 の「事前相談予約前の確認シート」】をご確認ください。

※ 3 上記確認シートの確認後、電話にて事前相談の予約をお願いします。

【予約先】石岡市役所 商工観光課 TEL：0299-23-1111（代表）

※ 4 事前相談の前日までに、【P15 の「申請前の事前相談用紙」】及び【P16～P17 の「住宅、店舗のリフォーム計画シート」】を作成の上、事前相談日に「事前相談予約前の確認シート」と併せて窓口にお持ちください。

《石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付制度》

市では、市民の快適な住環境の整備及び小規模事業者が営む店舗の魅力度や機能性の向上を推進するため、住宅及び店舗のリフォーム工事への補助制度を実施しています。

本補助制度は、市民が所有し自ら居住している住宅又は小規模事業者の事業の用に供する店舗を、市内に主たる事業所を有するリフォーム施工業者でリフォーム工事を行う場合に工事費の一部を補助するものです。申請受付がされた工事は、所定の審査を経て、補助金の交付・不交付を決定します。

《補助金交付要件》

1. 「補助対象者」の要件

以下のいずれにも該当する方です。

【住 宅】

- ① 市内に住民票を有し、自己所有又は賃貸借契約を行っている市内の住宅（建築物）に居住している方
- ② 移住のために市外から市内に転入を予定している方
ただし、リフォーム工事完了後に市内の住宅に居住し、住民票を有する方に限ります。

【店 舗】

- ① 既に市内外で事業を営んでいる小規模事業者の法人、個人事業主の方
- ② リフォーム工事後も同一規模以上の事業を市内で継続する意思がある方
- ③ 営業許可等が必要な業種の場合は、その許可等を有している方
- ④ 新たに創業し、事業を開始する小規模事業者でない方

【住宅、店舗共通】

- ① 賃借している又は共有名義の住宅、店舗をリフォームする方は、建築物の所有者からリフォーム工事に関しての同意を得ていること。
- ② 住宅、店舗を賃貸借（売買）する方は、申請又は実績報告書の提出までに契約の締結を済ませていること。
- ③ リフォーム工事が住宅、店舗の売却や賃貸を目的としていないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。（石岡市以外の市区町村民税を含む。）
- ⑤ 補助対象となるリフォーム工事の部分について、他の同種の補助金の交付を国・県・市等から受けていないこと
- ⑥ 市内のリフォーム施工業者の施工により工事を行うこと。
ただし、補助対象工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第項及び同条第13項に規定する事業を行う者でないこと。

※次のいずれかに該当する方は、補助対象者になりません。

- ① リフォームの着工時期が未定の方
- ② 既に住宅又は店舗のリフォーム工事が終わっている（工事を開始している）方
- ③ 不動産業を営む方又はこれに類する方

※自己の住宅、店舗等のリフォーム工事の場合は、補助対象者となります。

- ④ 過去にこの補助金で住宅、店舗等のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方で、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過していない方。この場合は、同一世帯員の方も同様となります。
- ⑤ 石岡市財務規則規定する行政財産の使用許可を受けた方が、その施設等のリフォーム工事を行う場合

2. 「補助対象住宅、店舗」の要件

以下に該当する建築物になります。

【住 宅】

- ① 市内の自己所有（※1 参照）又は賃貸借契約を行う建築物で、自己の居住の用に供する住宅（※2 参照）
- ② 併用住宅の居住部分
- ③ 移住等により購入又は賃貸借する住宅（建築物）
- ④ 別荘等一時的に使用する建築物ではないこと。

【店 舗】

- ① 市内の自己所有（※1 参照）又は賃貸借契約を行う建築物で、小規模事業者が現に実店舗等で事業を行っている店舗
- ② 併用住宅の店舗部分
- ③ 空き店舗
- ④ 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内にある店舗でないこと。
- ⑤ フランチャイズ方式で出店する店舗でないこと。
- ⑥ 売却や賃貸する住宅や店舗でないこと。
- ⑦ 行政財産の使用許可を受けている店舗（施設）でないこと。

（※1）自己所有の建築物とは、現在の建築物を所有する方と不動産登記簿又は評価証明書等に記載されている建築物の所有者が同一者であることをいいます。

このため、以下の建築物は自己の居住の用に供している住宅であっても対象となりません。

（A）未相続の建築物（別冊 Q&A の P2 の Q10 を参照ください。）

（B）未登記の建築物であって、評価証明書にも記載されていない建築物

（※2）居住の用に供するとは、玄関、トイレ、キッチン等、必要最低限の施設が存在することをいいます。

3. 「リフォーム施工業者」の要件

以下に該当する市内の施工業者をご利用ください。※市で施工業者の紹介はしておりません。

- ① 市内に本店が所在するものとして商業登記されている法人の事業者
（※市内に営業所や支店のみ有する事業者は対象となりません。）
- ② 市内に事業所があり、かつ、市内に住所を有する個人事業主
（※市内に住所を有していても、主となる事業所が市外にある場合は対象となりません。）

4. 「補助対象工事」の要件

以下の要件をすべて満たす工事が対象となります。

(※補助対象の工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。)

- ① 市に申請し、交付決定を受けた後にリフォームを行う工事であること。
- ② 補助対象とする工事であり、建築確認を要しないリフォーム工事であること。
- ③ 建物の床面積を増加させずに既存の住宅又は店舗の機能を維持又は向上させるため、住宅又は店舗の一部を修繕、模様替え等を行うもので、補助対象とする工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であること。
- ④ 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し、市内に住所を有する個人事業主が行ったリフォーム工事であること。
- ⑤ 併用住宅は、住宅と店舗の用途に供される部分のリフォーム工事の区分及び経費を明確に分けて算出できること。
- ⑥ 受付期間内に申請を行い、工事完了後、令和5年3月24日（金）までに実績報告書の提出ができること。

(※ 期限を過ぎた場合は、交付決定の取り消しとなります。)

【補助対象となる工事】

(※①～③の工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。)

- ① 外壁、屋根等の建築物の耐久性を高める工事
(例：屋根の吹き替え・塗装、外壁の張り替え・塗装 等)
- ② 住宅、店舗等内部の床、壁、天井、建具等の環境を良好にするための工事
(例：内装工事、防音工事、バリアフリー化工事 等)
- ③ 建物附属設備の工事で衛生環境を向上するための工事
(例：給湯器の設置・交換、厨房（キッチン）設備機器の設置及び交換 等)

(※配線又は取付工事を伴うもので、製品のみ購入は対象となりません。)

【補助対象とならない工事】

(※①～⑤の工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。)

- ① 公共工事等に伴う工事又は他の補助金等を受けて行う工事
- ② 家電製品の購入及び設置
- ③ 家具又は調度品の購入及び設置
- ④ 外構（構築物）工事
- ⑤ リフォーム以外の工事
- ⑥ 解体工事（対象のリフォーム工事に伴う部分解体は除く。）
- ⑦ 建築確認を要するリフォーム工事
- ⑧ 既にリフォームが終わっている（開始している）工事
- ⑨ 住宅又は店舗等と別棟の倉庫、車庫等の工事
- ⑩ リフォーム工事の主な目的が、建築物の構造に関わる工事
- ⑪ 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内にある店舗の工事
- ⑫ フランチャイズ方式で出店する店舗の工事

5. 「補助金の額」

補助対象工事費（（消費税を除く）の合計が 30 万円以上）に補助率 10% を乗じた金額（1,000 円未満切り捨て）となり、以下の金額が補助上限額となります。

【補助上限額】

- (1) 住宅：10 万円
- (2) 店舗：30 万円
- (3) 併用住宅：40 万円（※住宅部分と店舗部分を同時に改修する場合）
- (4) 中活区域以外で事業を行う小規模事業者の方が、中活区域内の店舗等を購入又は賃貸借契約をし、リフォーム工事をして新たに事業を開始する場合は、限度額が 50 万円となります。
（※中活区域内は、別冊 Q&A の P24 を参照ください。）

6. 「補助回数」についての要件

同一申請者（同一世帯員も含む）の方に対しての補助金の交付回数は、補助金申請期間において、1 回限りとなります。

また、過去に住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方（同一世帯員も含む）は、当該補助金の交付を受けた翌年度から 5 年を経過するまで再申請はできません。

ただし、上記要件中に補助を受けた建築物とは別に、同一世帯員の方が自己所有する建築物をリフォームする場合は、同一申請者とみなしません。

7. 「申請方法」

(1) 募集要領・申請用紙の配布

募集要領・申請用紙（様式）は、次のいずれかの方法により入手できます。

- ・石岡市役所 2 階 商工観光課 窓口
- ・八郷総合支所 1 階 農政課 窓口
- （※ 上記は配布のみとなります。問い合わせは商工観光課までお願いします。）
- ・石岡市のホームページからダウンロード

(2) 事前相談の予約

① 事前相談前に【P14 の「事前相談予約前の確認シート」】をご確認ください。

② 上記確認シートの確認後、電話にて事前相談の予約をお願いします。

ただし、事前相談は申請についての諸要件を確認するもので、申請受付を予約するものではありません。

【予約先】石岡市役所 商工観光課 TEL：0299-23-1111（代表）

③ 事前相談の前日までに、以下のア～イの作成をお願いします。

ア【P15 の「申請前の事前相談用紙」】

イ【P16～P17 の「住宅、店舗のリフォーム計画シート」】

④ 事前相談日に、①「事前相談予約前の確認シート」、ア「申請前の事前相談用紙」、イ「住宅、店舗のリフォーム計画シート」を窓口にご持参ください。

(3) 事前相談の受付開始日

A 【事前相談】(必須)「事前相談予約前の確認シート」に該当する方

開始日：令和4年6月13日(月)から 午前9時～午後5時 (※土、日、祝日等を除く)

相談先：市役所 2 階 商工観光課 窓口 (代理者も可)

(4) 申請受付の開始日

B 【申請受付】

① 開始日：令和4年7月1日(金)のみ 午前9時～午後5時

申請先：市役所 2 階 202 会議室

② 開始日：令和4年7月4日(月)以降 午前8時30分～午後5時 (※土、日、祝日等を除く)

申請先：市役所 2 階 商工観光課 窓口

(5) 交付申請書の提出

提出していただく書類は、以下のとおりです。

※書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付しません。

※提出された書類はお返しできません。提出前に必ず控えを取ってください。

【住宅、店舗共通の提出書類】

① 申請前の事前相談用紙

② 申請時チェックリスト

③ 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付申請書【P20の様式第1号】

④ 世帯員全員の住民票 (※移住者及び法人の方は必要ありません。)

⑤ リフォームを行う建築物の不動産登記事項証明書 (3ヵ月以内のもの) 又は令和4年度評価証明書 (※住宅、店舗等が賃貸である場合は必要ありません。)

⑥ 市税の完納証明書 (※1 参照)

⑦ 契約書と見積書 (※施工業者より提出されたもの)

・工事請負契約書又は請書の写し

・リフォーム工事に係る見積書の写し

⑧ 写真 (※撮影方法は、別冊 Q&A の P19 の Q77 を参照ください。)

・建築物全体 (外観)

・補助対象工事予定箇所の施工前の全体写真と詳細が分かる写真 (施工箇所ごとに最低2方向からの撮影を行ってください。)

⑨ 委任状 (申請者以外の施工業者等が申請を行う場合)【P29の委任状】

⑩ 上記の他、次のア～ウに該当される方は、以下の書類を提出してください。

ア【住宅、店舗等を購入し補助対象工事費の補助を受ける場合】(※2 参照)

・売買契約書の写し

・登記事項証明書

イ【補助対象工事費の補助を受ける住宅、店舗等が賃貸である場合】(※2 参照)

・賃貸借契約の写し

・建築物所有者の同意書【P30の同意書】

ウ【補助対象工事費の補助を受ける住宅、店舗等が共有名義である場合】

・申請者以外の共有者全員の同意書【P31の同意書】

【店舗の追加提出書類】

- ① 住宅、店舗等リフォーム支援事業調書（店舗の場合）【P21 の様式第 2 号】
- ② 店舗等のリフォーム工事を行う小規模事業者のうち、営業許可等が必要な業種については営業許可証等の写し
- ③ 法人が店舗のリフォーム工事を行う場合は、登記事項全部証明書の写し
- ④ 個人事業主が店舗のリフォーム工事を行う場合は、確定申告書の写し

（※1）申請日の前月に証明書を取得する場合は、その月の納期末到来分を納税後に証明書の取得をお願いします。

また、申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外の市区町村民税の賦課があった場合は、その市区町村の証明書を添付してください。）

（※2）契約締結前の場合は、契約締結後に速やかに提出してください。

8. 「補助金交付の決定」

- （1）提出書類の審査終了後、概ね 2 週間程度で交付の可否及び交付額を決定し、申請者へ通知します。

9. 「リフォーム工事の実施」

- （1）補助金交付決定を得てからリフォーム工事を実施してください。
- （2）交付決定を受けるまでは工事に着手しないでください。

※交付決定前に着手する必要がある工事は、補助対象とすることはできません。

10. 「工事期間の完了期限」の要件

- （1）交付決定後の着工から、工事完了後に実績報告書の提出をもって完了となります。
- （2）指定期日までに工事の完了及び実績報告書の提出ができない場合は、交付決定の取り消しとなります。なお、翌年度に繰越や最申請することはできませんのでご了承ください。

11. 「**C**変更交付申請」

- （1）以下の内容に変更があった場合は、変更交付申請の提出が必要です。
 - ① 交付決定額（補助金の額）が変更となったとき（交付決定額に減額が生じる場合）。
 - ② 補助対象工事が変更になったとき（補助対象工事費が 20%以上増加する場合）。

※交付決定額以上の補助金額は交付されません。

- （2）上記変更交付申請の手続きを行う場合は、次の書類を提出して下さい。
 - ① 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更交付申請書【P22 の様式第 4 号】
 - ② 見積書の写し
 - ③ 変更箇所の写真

※変更の該当となるか分からない場合は、市の担当までお問合せください。

12. 「中止（廃止）届」

- （1）以下の内容により補助事業を中止（廃止）する場合は、中止（廃止）届の提出が必要です。
 - ① 交付決定後、工事を行わなくなったとき。
 - ② 交付決定後、補助対象要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 上記の手続きを行う場合は、次の書類を提出して下さい。

- ① 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届【P23 の様式第 7 号】
- ② 見積書の写し

13. 「**D**実績報告」

(1) リフォーム終了後、令和 5 年 3 月 24 日（金）までに次の書類を提出してください。

- ① 実績報告時チェックリスト
- ② 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金実績報告書【P24 の様式第 9 号】
- ③ リフォーム工事代金請求明細書
- ④ 工事代金領収書の写し又は振込等が確認できる書類の写し
- ⑤ 補助対象工事の施工中の写真及び施工後の工事箇所の写真

※写真は、補助金交付申請書に添付した写真と同じ方向で、同じ枚数の写真撮影を行い、工事実施が確認できる施行後の写真としてください。

- ⑥ 移住者にあつては、世帯員全員の住民票
- ⑦ 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金制度利用者アンケート【P27～P28 の様式】

14. 「補助金交付の確定」

(1) 提出書類の審査終了後、概ね 2 週間程度で交付の可否及び交付額を確定し、申請者へ通知します。

15. 「**E**補助金の請求」

(1) 上記の「14. 補助金交付の確定」の通知の写しに次の書類を添付し提出してください。

- ① 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付請求書【P25 の様式第 11 号】
- ② 補助金口座振り込み確認書【P26 の様式】

※上記②の様式に通帳（名義と番号の分かる面）の写しを張り付けてください。

16. 「補助金交付（補助金の支払い）」

(1) 上記「15. 補助金の請求」の審査終了後、概ね 2 週間程度で指定の口座へ振り込み完了となります。 ※ 記載内容に間違いがある場合は、入金日が予定日より遅れる場合があります。

《その他留意事項》

▼委任状、同意書について

- ・上記書類の委任者又は同意者の欄は記名又は押印が必要です。

▼申込み多数の場合について

- ・申請多数により予算額に達し次第、申請受付を終了させていただきます。

▼書類審査について

- ・受付後の書類審査において、確認事項や追加書類のご提出をお願いすることがあります。

▼現地調査の実施について

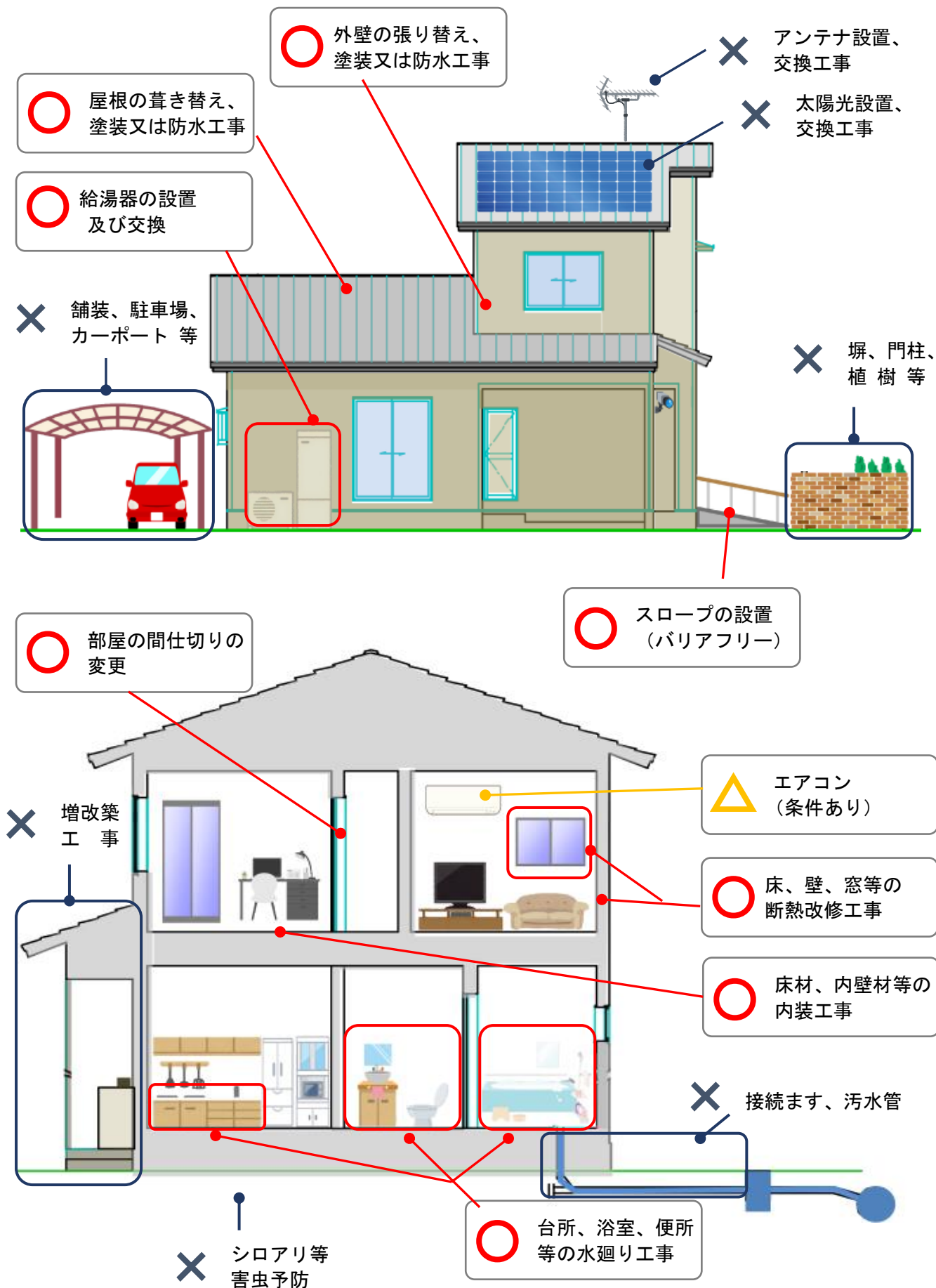
- ・必要に応じて、補助対象工事の進捗状況に関し、補助金の交付決定を受けた方、又は施工事業者に報告を求め、実施調査を行う場合があります。

▼補助金の返還について

- ・虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

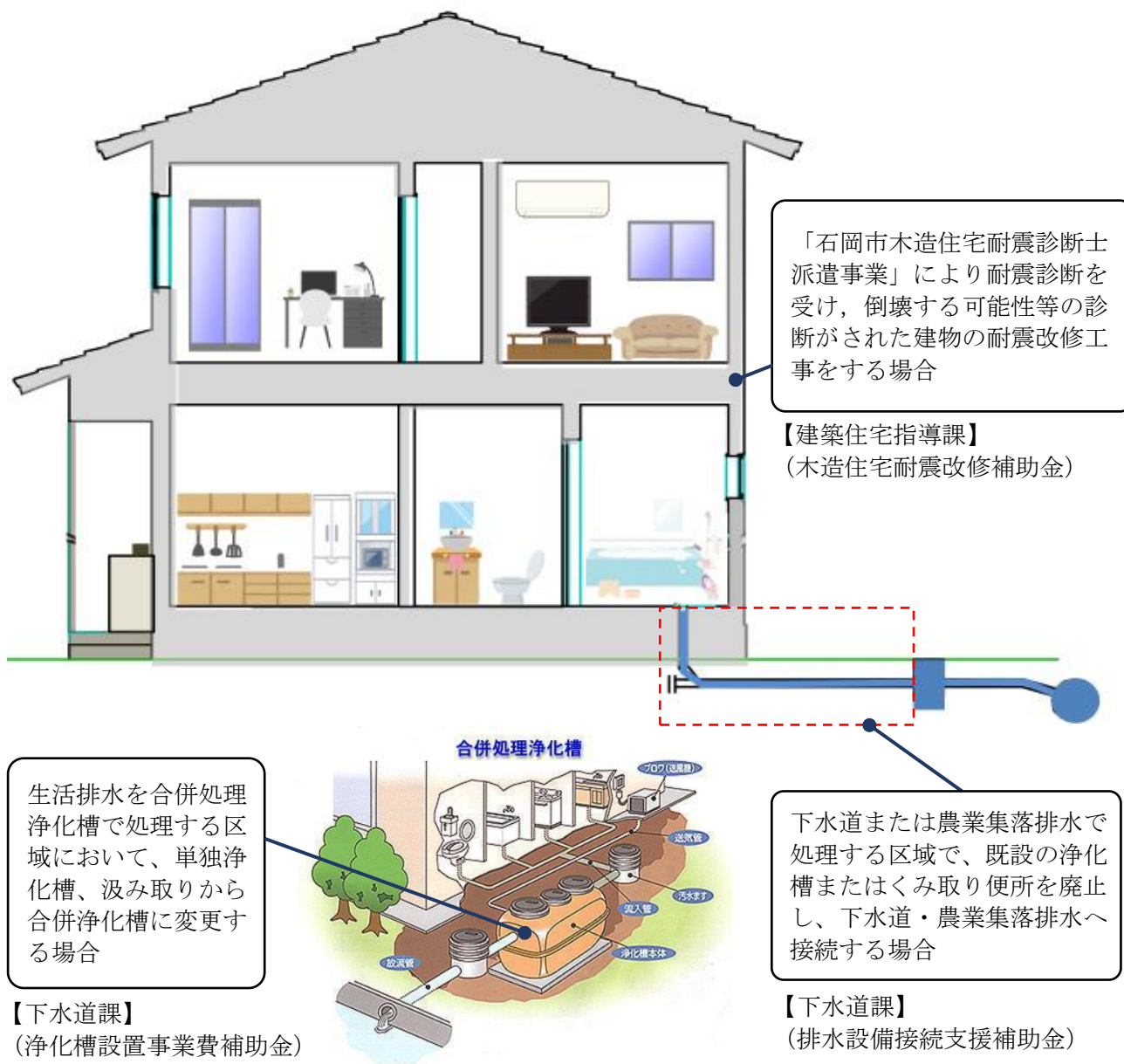
《参考：図解説》

●補助対象となる工事等（※この図は一例ですので、詳しくはお問い合わせ下さい）



●その他の補助事業の例

※下記補助事業の詳細については、各担当課までお問合せください。



「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金」は、他の補助事業に該当する工事の場合、補助の対象外となります。

ただし、同時に行う工事であっても他の補助制度等の補助対象外となる部分について本制度の補助対象となる場合がありますので、ご不明な点はお相談ください。

《参考：補助金額のイメージ》

【住宅又は店舗のリフォーム】の場合

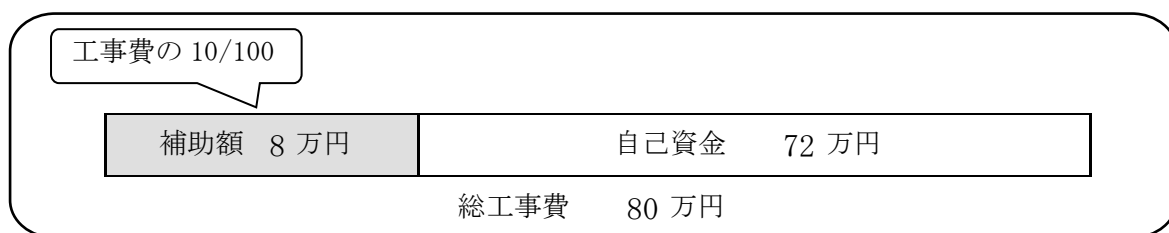
- ・補助金の額は、補助の対象となる工事費（消費税を除く）に要する経費に 100 分の 10 を乗じて得た額となります。

ただし、100 分の 10 に相当する額が住宅で 10 万円（店舗で 20 万円）を超えるときは、10 万円（20 万円）が上限となります。

※工事費が 30 万円未満（消費税を除く）の場合は補助の対象外となり、申請はできません。

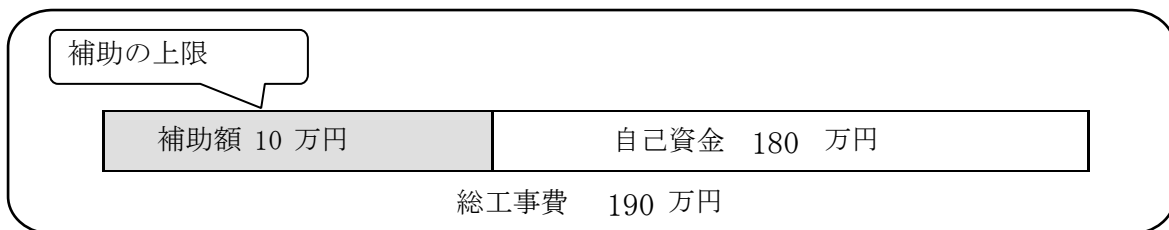
○補助工事費が 100 万円を下回る場合

《例：補助対象工事費 80 万円 $\times 10/100 =$ 補助額 8 万円》



○補助工事費が 100 万円を超える場合

《例：補助対象工事費 190 万円 $\times 10/100 = 19$ 万円 $\rightarrow$ 補助上限額 10 万円》



【併用住宅のリフォーム】の場合

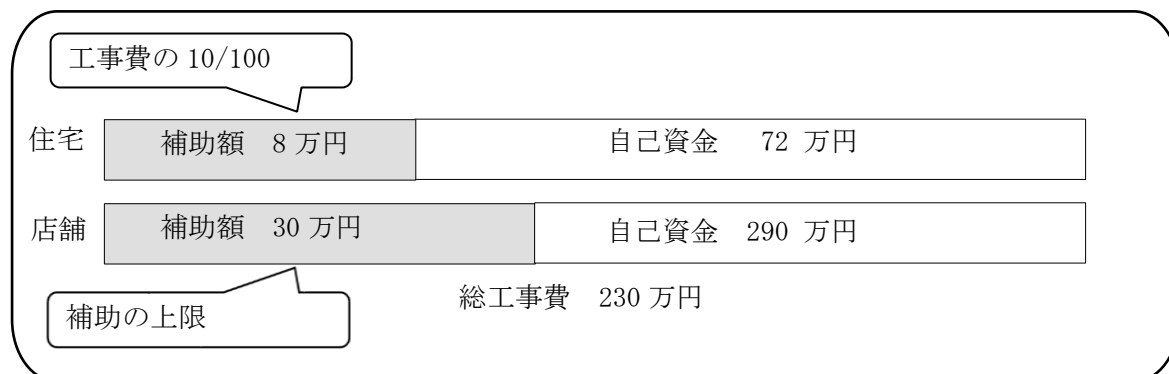
- ・住宅部分と店舗部分を同時にリフォームする場合は、住宅と店舗の用途に供される部分のリフォーム工事の区分及び経費を明確に分け、補助の対象となる工事費（消費税を除く）の合計が 30 万円以上の工事が補助対象となります。

この場合における補助金の額は、住宅と店舗を分けて補助の対象となる工事費（消費税を除く）に要する経費に 100 分の 10 を乗じて得た額を算出します。

また、上限額も住宅と店舗は別々に算出し、合算したものが補助金額となります。

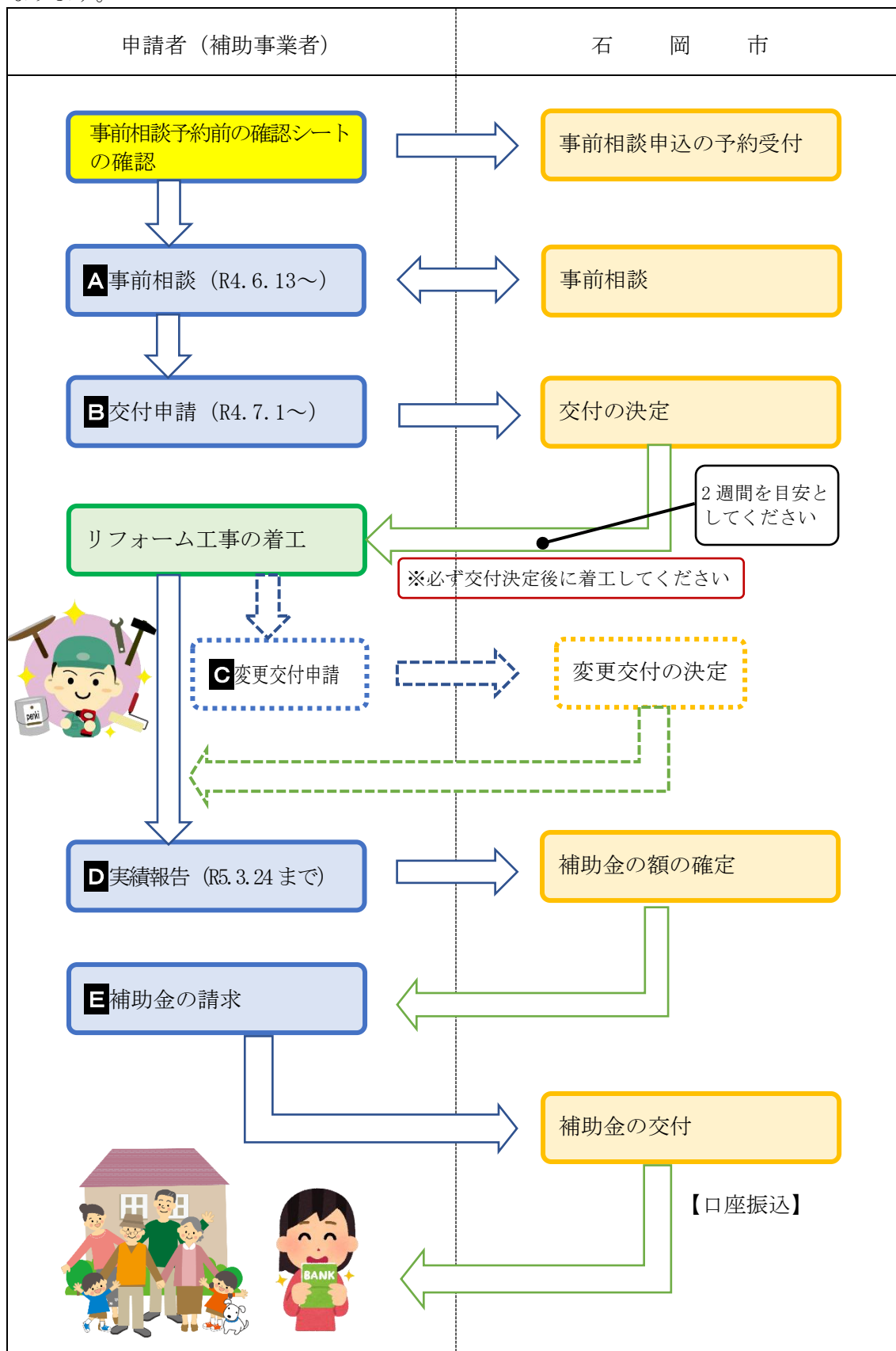
《例：補助対象工事費 80 万円（住宅） $\times 10/100 =$ 補助額 8 万円

320 万円（店舗） $\times 10/100 = 32$ 万円 $\rightarrow$ 補助上限額 30 万円》



《手続きの流れとスケジュール》

補助金の申請から、補助金の交付までの流れです。申請する方は①～⑥の手続きが必要となります。



【事前相談予約前の確認シート】

「令和4年度 石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金」の活用をご検討されている方は、下表に示す項目の内容についてご確認いただき、**全てのチェック欄に「○」が記入された時点で、事前相談の予約をお願いします。**

なお、以下のチェック欄は補助要件の一部であるため、事前相談時に詳細な内容をお伺いいたします。このため、要件に満たない場合は、補助の対象とならないこともございますので、ご了承ください。

※事前相談は申請についての諸要件を確認するもので、申請受付を予約するものではありません。

自己所有 チェック欄	店舗等 チェック欄	確認項目
		申請者が所有する自己居住用住宅あるいは店舗等のリフォーム工事を行います。
		リフォーム工事を予定している建築物は、市内にあります。
		リフォーム工事を予定する建築物は、未相続（共有者を含む）の建築物ではありません。
		①【自己所有の場合】（購入後、転入予定を含む） 申請者（所有者）がリフォーム工事を予定する建築物は、不動産登記簿等に記載の建築物の所有者と同一者（以下「自己所有」という。）です。 ②【賃借の場合】（購入後、転入予定を含む） 建築物の賃貸借契約を結んでおり、建築物の所有者からリフォーム工事の同意（承諾）を得ています（予定も含む）。
A住宅	B店舗	①【A住宅の場合】（転入予定を含む） 自己所有又は賃貸借契約を行っている市内の住宅（以下「市内の住宅」という。）に居住し、市内に住民票を置いています。 ②【B店舗等の場合】 既に市内外で事業を行っている小規模事業者です。
		リフォーム工事は開始（終了）していません。
		今回、リフォーム工事を予定する建築物は、自己の居住（転入予定で住宅を購入）あるいは店舗等の用に供する建築物です。（売買・賃貸目的ではない。）
		リフォーム工事の契約の相手方は、市内に本店がある事業者（法人・個人事業主（市内に住所がある））を予定しています。
		リフォーム工事の申請者とリフォーム工事の契約者は同一者の予定です。
		リフォームは、補助対象工事費（別紙「補助対象工事費一覧」を参照）の合計金額が30万円以上(消費税を除く)の工事を予定しています。
		申請者は、納期到来分の市税を完納しています。
		予定しているリフォーム工事は、国・県・市の他の補助金を受け実施する工事（又は市の他の補助金が該当する工事）ではありません。
		今回、実施するリフォーム工事は、令和5年3月24日（金）までに工事完了（実績報告書の提出）です。

令和4年度 石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金

【申請前の事前相談用紙】

～ 注 意 ～

- ・事前相談用紙は、申請についての諸要件を確認するもので申込みを予約するものではありません。
- ・事前相談後、この用紙の写し(コピー)が返却されますので申請書と一緒に提出してください。

令和 年 月 日

1	リフォームを考えている住宅等の種別を教えてください。	☐ 住宅 (☐ 賃借) ☐ 店舗 (☐ 賃借) / ☐ 併用住宅 (☐ 賃借)
2	相談に来られた方を教えてください。	☐ 本 人 ☐ 家 族 () ☐ その他 ()
3	補助金を申請する予定の方の氏名（法人名）を教えてください。	
4	補助金を申請する予定の方の住所を教えてください。	
5	リフォームを考えている住宅等の所在地は上記4の住所等と同じですか？	☐ はい ☐ いいえ
6	申請する方と住宅等の所有者（不動産登記簿又は評価証明書に記載の者）は同じ方ですか？	申請人と ☐ 同じ / ☐ 共有名義 ☐ 異なる ☐ わからない
7	賃借の住宅、店舗をリフォームする場合、賃貸借契約は結んでいますか？また、リフォームの同意は既に得ていますか？	契約 ☐ 済 / ☐ 無 / ☐ これから 同意 ☐ 済 / ☐ 無 / ☐ これから
8	リフォーム施工業者はお決まりですか？	☐ はい ☐ いいえ
9	他の国、県、市の補助事業及び類似する保険給付など利用の予定はありますか？	☐ はい ☐ いいえ
10	過去にこの補助金をうけたことがありますか？	☐ はい ☐ いいえ ☐ わからない

記入していただいた個人情報、石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金にのみ使用します。申請されなかった場合は、責任をもって廃棄します。

※市記入欄					
係長	担当	対応者	メ モ	事前相談	説明事項
				☐ 済み (R4, /)	☐ 説明のみ ☐ 承諾済み

住宅，店舗のリフォーム計画シート

以下の①～⑤の工事区分に該当する工事に☑を入れ、主な内容を（ ）内に記載してください。		
① 外 装 工 事	☐ 屋根の改修	()
	☐ 外壁の改修	()
	☐ ベランダ、風除室の改修	()
	☐ その他（雨樋、網戸等）	()
② 内 装 工 事	☐ 床・壁・天井の改修	()
	☐ 壁紙の貼替え	()
	☐ 間仕切り壁の改修	()
	☐ 浴室の改修	()
	☐ トイレの内装の改修	()
	☐ 建具の改修及び設置	()
	☐ 襖紙の貼替え	()
	☐ 畳の入替え・表替え	()
	☐ 手摺の設置・交換	()
	☐ 造り付け家具の設置・改修	()
③ 外 装・ 内 装 共 通	☐ その他	()
	☐ 断熱材充填（屋根、外壁等）	()
	☐ 防水工事	()
	☐ 防音工事	()
	☐ その他	()

④ 設 備 工 事	☐ システムキッチン、洗面化粧台の設置・交換	()
	☐ ガス・IHコンロの設置・交換	()
	☐ 食洗器（ビルトイン型）の設置・交換	()
	☐ ユニットバス・浴槽の設置・交換	()
	☐ 便器の設置・交換	()
	☐ 浴室暖房乾燥機（埋込型）の設置・交換	()
	☐ 給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換	()
	☐ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の設置・交換	()
	☐ 防犯システム（防犯カメラ・防犯ガラス 等）の設置・改修	()
	☐ その他	()
⑤ 補 助 対 象 外 の 工 事	☐ 外構工事（門・塀等）	()
	☐ 家電製品・家具の購入及び設置	()
	☐ リフォーム以外の工事	()
	☐ その他	()
☐ 家屋・店舗を購入予定の方		リフォーム後の入居（開店）予定日：令和 年 月 日
☐ 転入予定の方		転入予定日：令和 年 月 日
工 事 予 定 期 間		令和 年 月 日から ～ 令和 年 月 日まで
施 工 業 者	本店の所在地 (個人事業主は事業所の所在地)	石岡市
	個人事業主の住所	石岡市
	会社名（屋号）	
	電話番号	

「石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金」交付申請書類チェックシート

※ 太枠内を記入，チェック☑し，申請書に添付してください。

＜交付申請書の提出書類＞		氏名又は法人 の 名 称	日中つながる連絡先 TEL：
【住宅、店舗共通の書類】			

住宅	店舗	項 目	市
☐	☐	① 申請前の事前相談用紙（事前相談後に返却された写し）	☐
☐	☐	② 申請時チェックリスト（この用紙）	☐
☐	☐	③ 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付申請書【様式第1号】	☐
☐	☐	④ 世帯員全員の住民票（移住者、法人は除く） ※ ☐ 移住のため実績報告までに提出予定	☐ ☐
☐	☐	⑤ リフォームを行う建築物の不動産登記事項証明書（3ヵ月以内のもの） 又は令和4年度評価証明書（※住宅、店舗が賃貸の場合は必要ありません。）	☐
☐	☐	⑥ 市税の完納証明書 ※申請日の前月に証明書を取得する場合は、その月の納期未到来分を納税後に 証明書の取得をお願いします。	☐
☐	☐	⑦ 契約書と見積書 ☐ 工事請負契約書又は請書の写し ☐ リフォーム工事に係る見積書の写し	☐ ☐
☐	☐	⑧ 写真 ☐ 建築物全体（外観） ☐ 補助対象工事予定箇所全ての施工前の全体写真と詳細が分かる写真	☐ ☐ ☐
☐	☐	⑨ 委任状（申請者以外の施工業者等が申請を行う場合）	☐
☐	☐	⑩ 上記の他、次のア～イに該当される方は、以下の書類を提出してください。 ア【住宅、店舗等を購入し補助対象工事費の補助を受ける場合】 ☐ 売買契約書の写し ☐ 登記事項証明書 } ※ ☐ 契約後に提出予定	☐ ☐
☐	☐	イ【補助対象工事費の補助を受ける住宅、店舗等が賃貸である場合】 ☐ 賃貸借契約の写し ☐ 建築物所有者の同意書 } ※ ☐ 契約後に提出予定	☐ ☐
☐	☐	ウ【補助対象工事費の補助を受ける住宅、店舗等が共有名義である場合】 ☐ 申請者以外の共有者全員の同意書	☐

【店舗の追加提出書類】			
	店舗	項 目	市
	☐	① 住宅、店舗等リフォーム支援事業調書（店舗の場合）【様式第2号】	☐
	☐	② 店舗等のリフォーム工事を行う小規模事業者のうち、営業許可等が必要な業種については営業許可証等の写し	☐
	☐	③ 法人が店舗のリフォーム工事を行う場合は、登記事項全部証明書の写し	☐
	☐	④ 個人事業主が店舗のリフォーム工事を行う場合は、確定申告書の写し	☐

* 書類が整って（ いる ・ いない ）ので受理（ します ・ できません ）

（申請日：令和 年 月 日）

チェック No.

審査	照合	備 考

「石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金」実績報告書類チェックシート

※ 太枠内を記入，チェック☑し，申請書に添付してください。

＜実績報告の提出書類＞

【住宅、店舗共通の書類】

氏名又は法人
の 名 称

日中つながる連絡先
TEL：

住宅	店舗	項 目	市
☐	☐	① 実績報告時チェックリスト（この用紙）	☐
☐	☐	② 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金実績報告書【様式第9号】	☐
☐	☐	③ 工事代金請求明細書	☐
☐	☐	④ 工事代金領収書の写し又は振込等が確認できる書類の写し	☐
☐	☐	⑤ 写真	
		☐ 補助対象工事箇所全ての施工中、施工後の全体写真	☐
☐	☐	⑥ 移住者にあつては，世帯員全員の住民票	
☐	☐	⑦ 住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金制度利用者アンケート	☐
☐	☐	⑧ 委任状（申請者以外の施工業者等が申請を行う場合）	☐

次のア～イに該当される方で、交付申請時に契約締結前で未提出の場合は、以下の書類を添付してください。

☐	☐	ア【住宅、店舗等を購入し補助対象工事費の補助を受ける場合】 ☐ 売買契約書の写し ☐ 登記事項証明書	☐ ☐
☐	☐	イ【補助対象工事費の補助を受ける住宅、店舗等が賃貸である場合】 ☐ 賃貸借契約の写し ☐ 建築物所有者の同意書	☐ ☐

【店舗の追加提出書類】

店舗	項 目	市
☐	① 住宅、店舗等リフォーム支援事業調査書（店舗の場合）【様式第2号】	☐
☐	② 店舗等のリフォーム工事を行う小規模事業者のうち，営業許可等が必要な業種については営業許可証等の写し	☐
☐	③ 法人が店舗のリフォーム工事を行う場合は，登記事項全部証明書の写し	☐
☐	④ 個人事業主が店舗のリフォーム工事を行う場合は，確定申告書の写し	☐

* 書類が整って（ いる ・ いない ）ので受理（ します ・ できません ）

（申請日：令和 年 月 日）

チェック No.

審査	照合	備 考

令和 年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付申請書

令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

建築物の種類別	☐ 住宅（ ☐ 賃借） ☐ 店舗（ ☐ 賃借） / ☐ 併用住宅（ ☐ 賃借）	
建築物の所在地		
建築物の所有者		
施 工 業 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
工 事 内 容		
工事期間（予定）	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日	
業 費 等	リフォーム等に係る工事費	円
	うち補助対象工事費（税抜）	円
	補助金申請額	円
添 付 書 類	(1) 申請時チェックリスト (2) 世帯員全員の住民票（移住者及び法人は除く。） (3) 住宅、店舗等リフォーム支援事業調査（様式第2号）（店舗等のリフォーム工事を行う場合） (4) 建築物の所有者が確認できる書類（建物登記事項証明書又は評価証明書等） (5) 店舗等のリフォーム工事を行う小規模事業者にあつて、営業許可等が必要な業種については営業許可証等の写し (6) 小規模事業者のうち、法人が店舗等のリフォーム工事を行う場合は、登記事項全部証明書の写し (7) 小規模事業者のうち、個人事業主が店舗等のリフォーム工事を行う場合は、確定申告書の写し (8) 市税に未納がないことを証明する書類（申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外の市区町村民税の賦課があつた場合は、当該税の完納証明書） (9) 住宅、店舗等を購入し補助対象工事費の補助を受ける場合は、売買契約書の写し及び登記事項証明書（契約締結前の場合は、契約締結後に速やかに提出すること。） (10) 補助対象工事費の補助を受ける住宅、店舗等が賃貸で場合は、賃貸借契約の写し（契約締結前の場合は、契約締結後に速やかに提出すること。）及び所有者の承諾書 (11) 工事請負契約書又は請書の写し及びリフォーム工事に係る見積書の写し (12) 建築物全体及び施工箇所の施工前の写真	

住宅、店舗等リフォーム支援事業調書

1 小規模事業者の概要

本店又は店舗の所在地	
店 舗 の 名 称	
小 規 模 事 業 者 区 分	☐ 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） ☐ サービス業のうち宿泊業・娯楽業 ☐ 製造業その他
資 本 金 ・ 出 資 金 等	千円
常時使用する従業員数	人
事 業 内 容	

2 リフォーム工事店舗の概要（※上記小規模事業者の概要と同じ場合は記載不要）

店 舗 の 区 分	☐ 営業中の店舗 / ☐ 空き店舗等	
※店舗（予定）名称		
※ 事 業 内 容		
業 種	(中分類コード)	
定 休 日		
営 業 時 間		
資格や許認可の必要性	有・無	取得（予定）の資格：
開 店 予 定 日	令和 年 月 日	

3 空き店舗等の概要（※上記リフォーム工事店舗の概要で営業中の店舗の場合は記載不要）

空き店舗等の種類	☐ 空き店舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()
空き店舗等の以前の 店舗名及び業種	(業種)
店舗等の所有者	住所
	氏名

令和 年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所
名称
氏名

住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった住宅、店舗等リフォーム補助金について、令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
☐ 交付決定額の変更
☐ 補助対象経費の20%以上の増額又は減額の変更
- 4 添付書類
(1) 変更に係る見積書等の写し等

令和 年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所
名称
氏名

住宅，店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった補助金について，補助事業を中止（廃止）したいので，令和4年度石岡市住宅，店舗等リフォーム支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により，下記のとおり届出します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の予定年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所
名称
氏名

住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった補助金について、下記のとおり実施したので、令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書類
- 3 添付書類等
 - (1) リフォーム工事代金請求明細書
 - (2) リフォーム工事代金の領収書の写し又は振込等が確認できる書類の写し
 - (3) 施工中の写真及び施工後の工事箇所の写真
 - (4) 移住者にあつては、世帯員全員の住民票

※石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金制度利用者アンケートも合わせてご提出ください。

令和 年 月 日

石岡市長 宛

請求者 住所
名称
氏名

住宅，店舗等リフォーム支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付けで確定通知のあった補助金について，令和4年度石岡市住宅，店舗等リフォーム支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により，下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

(1) 補助金の名称

(2) 交付決定通知 令和 年 月 日付け通知（石岡市指令産第 号）

(3) 補助金交付決定額

ア 確定通知 令和 年 月 日付け通知（石岡市指令産第 号）

イ 補助金確定通知額 _____円

※補助金等確定通知書の写しを添付すること

令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金

【口座振り込み確認書】

〈振込先〉

※ 申請者と口座名義は同一にしてください。(法人の場合は、法人名義又は代表者名義)

金融機関名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)						
1 銀行	本・支店 本・支所 出張所	1 普通							
2 金庫		2 当座							
3 信組									
4 農協									
金融機関コード	支店コード								
(フリガナ) 口 座 名 義									

【通帳の写しの添付】

通帳の写し貼り付け欄

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※記載内容に間違いがある場合、入金日が予定日より遅れる場合があります。提出前に内容の確認をお願いします。

石岡市住宅，店舗等リフォーム支援事業費補助金 制度利用者アンケート

このアンケートは、石岡市住宅，店舗等リフォーム支援事業補助金制度の効果や今後のリフォーム施策の参考とさせていただく目的で行うものです。

当該補助金の申請者全ての方にアンケートをお願いしており、上記の目的以外に使用することや、申請者の方へ不利益になることは一切ありませんので、ご協力をお願いいたします

※ 該当項目についてご回答をお願いします。

(1) リフォームした住宅，店舗はどのような形態ですか。

(当てはまる項目に1つ○囲みをつけてください。)

① 自己所有の住宅 ② 自己所有の店舗 ③ 賃借住宅 ④ 貸店舗

(2) 築年数は何年ですか。

(当てはまる項目に1つ○囲みをつけてください)

① 5年未満 ② 10年未満 ③ 20年未満 ④ 30年未満 ⑤ それ以上

(3) この補助金を何で知りましたか。

(当てはまるすべての項目に○囲みをつけてください。)

① 市報 ② 市役所の窓口 ③ 市などのホームページ

④ 施工業者 ⑤ 知人、友人 ⑥ その他 ()

(4) 今回、リフォーム補助金制度を活用した理由はどのようなものですか？

(当てはまるすべての項目に○囲みをつけてください。)

① 住宅（店舗）が老朽化してきたため

② 快適性・使い勝手が悪いため

③ 家族構成が変わったため

④ 住宅（店舗）の断熱性の向上や設備機器等の省エネルギー化を図るため

⑤ 設備等が古くなっていたため

⑥ 住宅（店舗）をより使いやすく、長持ちさせるため

⑦ リフォームする環境が整った（お金に目途等）ため

⑧ お金に目途がついたため

⑨ 補助金ができるため

⑩ その他（理由：)

次のページへ続きます

委任状

令和 年 月 日

(受任者)

代理人 住所
名称
氏名

私は上記の者を代理人と定め、令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく下記に関する一切の権限を委任します。

記

【申請の区分】

- ☐ 要綱第6条第1項の規定による交付申請
- ☐ 要綱第10条第1項の規定による変更交付申請
- ☐ 要綱第11条第1項の規定による事業中止（廃止）届
- ☐ 要綱第12条の規定による実績報告
- ☐ 要綱第14条の規定による補助金等交付請求

石岡市長 宛

(委任者)

申請者 住所
名称
氏名
(記名又は押印)

印

※リフォーム施工業者が代理で申請等の手続きをする場合は、添付していただく必要があります。

(賃貸借用)

同意書

令和 年 月 日

申請者 住所
名称
氏名

私は上記の者と賃貸借契約を結ぶ下記の建築物について、令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金を活用しリフォーム工事を施工することに同意します。

なお、上記同意に伴い、賃貸借契約の解約後の対応については上記の者と協議済みです。

記

【建築物の所在】

石岡市長 宛

(同意者)

所有者 住所
名称
氏名

印

(記名又は押印)

※リフォーム工事を行う住宅又は店舗等を賃借している建築物である場合は、添付していただく必要があります。

(共有名義用)

同 意 書

令和 年 月 日

申請者 住所
名称
氏名

私は上記の者共有名義である下記の建築物について、令和4年度石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金を活用しリフォーム工事を施工することに同意します。

記

【建築物の所在】

--

石岡市長 宛

(同意者)

所有者 住所
名称
氏名

印

(記名又は押印)

※リフォーム工事を行う住宅又は店舗等が共有名義の建築物である場合は、申請者以外の共有者全員の同意書を添付していただく必要があります。